

東日本大震災に伴う宮城県行政評価事務の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、行政活動の評価に関する条例（平成13年12月25日宮城県条例第70号）に基づく評価事務の取扱いは、当分の間、下記によることとします。

記

1 現行評価制度の種別

- (1) 政策評価・施策評価（県民意識調査を含む）
- (2) 大規模事業評価
- (3) 公共事業再評価
- (4) 事業箇所評価

2 行政評価の取扱いに関する基本方針

- (1) 政策評価・施策評価

【基本方針】

(今年度の取扱い)

今年度（平成23年度）の政策評価・施策評価（平成22年度の政策、施策及び事業に係る評価）については、実施しない。

ただし、県政の成果（「主要施策の成果に関する説明書」）については、地方自治法（第233条第5項）に基づき、議会への提出が義務づけられていることから、冊子「宮城の将来ビジョン 成果と評価」中の別表部分のみを分離し、「県政の成果」として作成することとする。

なお、県民意識調査については、隔年実施のため、今年度は実施しない。

(次年度以降の取扱い)

現在、「宮城県震災復興計画」を策定中であることから、当分の間、宮城県震災復興計画に基づき、政策、施策及び事業に係る評価を実施する方向で検討中であり、評価方法等については、今後、「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」との位置づけを含めて検討する。

(2) 大規模事業評価

【基本方針】

現行どおり，実施することとする。

ただし，行政評価委員会の審議事項とならない報告事項（完了報告）については，当分の間，休止とする。

なお，「災害の復旧又は防止のため，緊急に行う必要のある事業」は，現行評価規定上も対象外としている。

(3) 公共事業再評価

【基本方針】

再評価及び報告事項（完了報告等）とも，当分の間，休止とする。

ただし，国庫補助事業等で，再評価の必要が生じた事業については，状況に応じ，評価を実施することとする。

なお，「災害の復旧又は防止のため，緊急に行う必要のある事業」は，現行評価規定上も対象外としている。

(休止の理由)

- ・ 今回の被災が広範かつ甚大なものであることから，災害復旧の観点から，継続事業の休止，中止等も視野に入れた，本県公共事業に係る全体事業計画の大幅な見直し在必至であり，当面，所管部（土木部，農林水産部）において，「宮城県震災復興計画」に沿った新たな事業計画を策定する必要があること。

(再開の時期及び未処理案件の取扱い)

- ・ 再開の時期については，災害復旧事業が概成し，再生期への移行が可能となる時点を目途に，評価再開の検討を行う。
- ・ なお，未処理となった案件の取扱いについては，再開時に，宮城県行政評価委員会公共事業評価部会及び所管部と別途調整の上，決定する。

(4) 事業箇所評価

【基本方針】

当分の間，休止とする。

休止の理由及び再開の時期については，上記(3)「公共事業再評価」に同じ。